

## 広島大学の大学院に入学するためには

大学院の正規課程には、主に博士課程前期と博士課程後期及び博士課程があります。本学の大学院の授業は、外国人留学生に対する場合でも大部分は日本語によって行われています。この点を十分考慮し、入学以前に日本語を習得しておくことが必要です。ここでは、正規課程の修業年限、取得できる学位、出願資格、出願方法を説明します。

なお、研究科によっては、外国人留学生に対して特別な選考を行う研究科もあります。詳しいことを知りたい方は、各研究科支援室の担当（29ページ参照）へ問い合わせてください。

### 正規の課程

**博士課程前期**の標準修業年限は2年です。また、2年以上在学し、当該研究科の定めた所要の科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受けた後、論文審査及び最終試験に合格すれば、修士の学位が与えられます。

#### 博士課程前期の主な出願資格

次の各号のいずれかに該当する者、あるいは入学日前日までに該当する見込みの者。

- (1) 日本の大学を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者であって、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（全ての出願資格を確認したい場合は、お問い合わせください。）

**博士課程後期**の標準修業年限は3年です。また、3年以上在学し、当該研究科の定めた所要の科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受けた後、論文審査及び最終試験に合格すれば、博士の学位が与えられます。

ただし、医系科学研究科医歯薬学専攻は、博士課程のみの課程で、標準修業年限は4年です。

#### 博士課程後期（博士課程）の主な出願資格

次の各号のいずれかに該当する者、又は入学日前日までに該当する見込みの者。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者であって、24歳に達したもの
- （全ての出願資格を確認したい場合は、お問い合わせください。）

医系科学研究科医歯薬学専攻の出願資格については、お問い合わせください。

#### 出願手続

博士課程前期及び博士課程後期及び博士課程に入学を希望する者の

主な提出書類は、次のとおりです。入学を希望する1年前前までに各研究科に照会してください。

- (1) 入学志願票（所定の用紙を各研究科に請求してください）
- (2) 成績証明書（出身大学長（学部長）等が作成の上、厳封したもの）
- (3) 卒業等（見込）証明書（出身大学（学部・研究科）の長が作成したもの）
- (4) 推薦書（出身大学（学部・研究科）の長が作成したもの）
- (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（日本に在住している方のみ）
- (6) その他（研究科によっては論文・研究計画書等の提出を求めることがあります）

一部の研究科では、インターネット出願を利用できます。詳細は、各研究科の学生募集要項を参照してください。

Online Application



and/or



Submission of Documents

#### 選抜方法

博士課程前期（修士課程）及び博士課程後期（博士課程）に入学を希望する者は、本学で行われる入学試験を受けなければなりません。選考は、筆記試験、口述試験及び提出された書類等により行われます。